

## 第77回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事録

### 1 日時

令和6年2月5日（月） 午前10時から11時まで

### 2 開催

ZOOMによるWeb会議形式

### 3 出席委員

小川委員、加藤委員、二宮委員、眞砂委員、宮西委員、八木澤委員

なお、任期満了に伴う改選があり、令和6年1月1日から新たな任期での委員会となるため、委員会設置要綱に基づき、互選により委員長は二宮委員に、副委員長は小川委員に決定された。

### 4 審議事項及び審議結果

#### (1) 案件5

ア 発注機関：八潮新都市建設事務所

イ 工事名：道路築造工事（R4-3工区）

ウ 入札方式：指名競争入札

エ 質疑応答：

委員：

施工前と施工後の写真を見ると、道路の脇が空き地となっているが、何か建設予定があるのか。

発注機関：

土地区画整理事業の工事のため、一度土地を空けていただいている。道路拡幅後、道路脇に建物等を建築する予定がある。

委員：

変更理由について補足説明をお願いしたい。

発注機関：

既設の水路の撤去を進めていたところ、基礎の部分が想定よりも大きかったため、撤去作業が増加した。また、水深が深く、安全性を確保するため仮設の土留めを行うなど工事を追加する必要が生じたため、変更契約を行った。

委員：

変更箇所について、事前に把握できなかったのか。当初設計に見込まれていれば、入札が不成立にならずに済んだのではないかという懸念がある。

発注機関：

古い水路であり、既存資料や事前の調査では変更内容の部分までは把握できなかった。

委員：

了解した。

今回変更した仮設などの安全対策は、当初設計では不明確なため、業者が十分な安全対策を踏まえた積算を行うと設計金額を超えてしまい、これが原因で入札が不成立になることは良くないと思った。

当初設計の適正性が非常に重要であるため確認した。

委員：

複数回、一般競争入札を実施せず、指名競争入札に移行したのは、緊急性があったためということか。

発注機関：

協力いただいた地権者の方に住宅を建築するため待っていただいている状況であり、できるだけ意向に沿えるよう早急に工事を行う必要があったため、指名競争入札に切り換えた。

委員：

了解した。

すぐに指名競争に切り換えているため、指名競争の正当性を確認したかった。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

## (2) 案件 6

ア 発注機関：東松山県土整備事務所

イ 工事名：橋りょう修繕工事（上野本陸橋外 4 橋仮設工）

ウ 入札方式：随意契約（2号）

エ 質疑応答：

委員：

線路と橋りょうの位置関係はどうなっているのか。

発注機関：

線路を跨ぐように橋りょうがかかっている。

線路上に足場を組み立てるため、終電後から始発までの間を利用して点検を行っている。

委員：

随意契約における「性質又は目的が競争入札に適しないとき」という要件は、東上線の線路上に足場を作らなければいけないため、鉄道管理者が認める資格を有するものでないといけないという点が該当する、という理解でよいか。

発注機関：

鉄道の上を作業することになるため、東武鉄道は、鉄道主任技術者という資格を有する企業であることを条件としている。前述の資格を考慮すると、3社に限定されることから、随意契約という方式をとっている。

委員：

指名競争入札ではなく随意契約（3社の見積もり合わせ）となっているが、入札方式をどのように使い分けているのか。

事務局：

埼玉県では指名競争入札を行うにあたり、指名業者数を定めている。指名業者の数は、各部局で定める業者数プラス5者としており、その業者数を確保する必要がある。今回は、その業者数を満たさない状況であったため、随意契約の理由に照らし合わせて随意契約を行ったものと考えている。

委員：

鉄道管理者及び橋梁点検業者との協議に日数を要したため工期延長を行っているが、それに伴い増額などはなかったのか。

発注機関：

あくまでも協議に時間を要しており、請負金額に影響があったわけではない。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(3) 案件 7

- ア 発注機関：熊谷県土整備事務所
- イ 工事名：河川改修（水辺）工事（元荒川護岸修繕工） 602
- ウ 入札方式：随意契約（8号）
- エ 質疑応答：

委員：

対象の河川は長いが、今回この箇所のみ工事した理由は何か。今後、他の箇所も工事を行う予定はあるのか。

発注機関：

今回は、護岸が損傷していたため緊急的に修復工事を行ったものである。計画的に工事を行っているものではないため、他の箇所の工事を行う予定はない。

委員：

仮締切工を鋼矢板に変更するなど、設計変更を行い、当初と比較しかなり増額変更しているが、設計前に現場の状況などの確認はできなかったのか。

発注機関：

ムサシトミヨの生息域に近く、魚の生息環境に配慮する必要があるため、川床を荒らさないよう事前の確認は目視で行った。目視の段階では粘性土と判断したが、実際施工すると、表面は粘性土、その下は礫混じりの粗砂であったため、変更の必要性が生じた。

委員：

環境的配慮に係る変更金額が大きかった、工事内容からも別途発注できなかった、同じく環境的配慮から河床を掘っての事前調査が困難であり当初設計に反映することができなかった点について確認できた。3割超えの変更、随意契約についての説明がしっかりされており、適切な処理になっていると思われる。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。